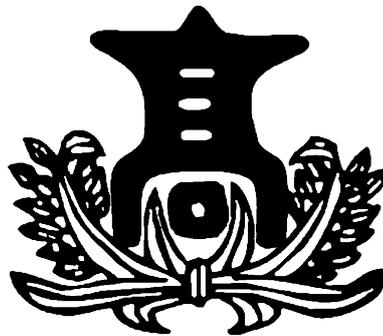


**長崎県立島原農業高等学校
「学校いじめ防止基本方針」**



平成 26 年 4 月 策定
令和 4 年 5 月 改訂

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であること、また、どの学校でも、どのクラスでも、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめ防止のための対応に基本方針となる事項を定め、お互いの人格を尊重し合う環境をつくと共に、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 目指す生徒像

- ・誠実で勤労を尊び、創造力を身につけた生徒
- ・将来、地域のリーダーとして活躍できる、郷土愛を持った生徒
- ・「夢、目標」を持って努力し続けることができる生徒

3 いじめ対策委員会

(1) 目的 : いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

(2) 構成

校長、教頭、生徒指導部主事、生徒相談部主任、特別支援コーディネーター、教務主任、農場長、学年主任、体育主任、保健主事、養護教諭、該当担任、部活動顧問、学校評議員（外部委員）

なお、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、等に指導、支援を仰ぐ体制を作る。

(3) 業務内容

- ① いじめ防止への取組み及びチェック
- ② いじめの早期発見・早期対応
- ③ いじめに対する対処チェック
- ④ 家庭（保護者）や地域との連携
- ⑤ 関係機関等との連携

4 関係機関等との連携

(1) 日々の連携

- ① 生徒を対象に、自己指導能力や危険回避能力を身に付けさせる。
例) 交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室や非行防止教室、インターネットや携帯電話の適切な使用に関する情報モラル教育など。
- ② 保護者等を対象に、家庭教育の支援行う。
例) スクールカウンセラー、精神科医等によるいじめ・不登校への対応や、警察官による犯罪被害から子どもを守る方法等に関する講演会

- ③ 学校と関係機関等のネットワークの構築を図る。
例) 関係機関等との情報交換会や連絡協議会のほか、問題行動対応マニュアルの作成や、教職員研修で行う関係機関等の業務内容に関する学習会や関係機関等一覧表の作成など。
- ④ 生徒指導体制の充実を図る。
例) 関係機関等の職員を招いて生徒理解の仕方や生徒の問題行動等への対応の仕方等を学んだりする研修会やケース会議、事例検討会など。

(2) 緊急時の連携

- ① 深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合
保護者の理解を求めつつ、積極的に関係機関等に相談し、事例によっては主たる対応を関係機関等に委ねる。特に深刻な事案については、島原警察署のスクールサポーターと連携を図り、加害生徒に指導する際の助言をいただく。
- ② 問題行動等に対する指導が困難な状況となった場合
例えば、教育委員会などが働きかけて、ケースごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携してサポートチームを組織し、学校や家庭への支援や生徒への対応を行う。
- ③ 問題行動等の主たる対応を関係機関等に委ねることにした場合
学校として行うべきことと関係機関等の専門性に委ねることを明確にし、連携して一体的な指導を行う。

※ 緊急時の連携を進めるに当たっては、保護者への説明、個人情報保護、マスクミへの対応等にも十分留意する。

<p>【主な関係機関の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県教育庁児童生徒支援課 095-894-3339 ・長崎こども・女性・障害者支援センター 095-844-5132 ・島原市少年センター 0957-62-7232 ・長崎家庭裁判所島原支部 0957-62-3151 ・長崎地方裁判所島原支部 0957-62-3151 ・島原簡易裁判所 0957-62-3151 ・長崎地方法務局五島支局 0959-72-2261 ・長崎少年鑑別所 095-846-5600 ・長崎保護観察所 095-822-5175 ・長崎県中央児童相談所 095-844-6166 ・島原市社会福祉課家庭児童相談室 0957-63-7750 	<p>【主な相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ホットライン（長崎県教育センター） 0120-72-5311 ・24時間子どもSOSダイヤル <small>なやみいおう</small> 0120-0-78310 ・子ども・家庭110番（長崎県）095-844-1117 ・長崎県いのちの電話 095-842-4343 / 0120-783-556 ・SNS相談窓口 「スクールネット@伝えんば長崎」で検索！ （長崎県教育委員会） ・子どもの人権110番（長崎地方法務局） 0120-007-110
---	---

5 いじめ防止について

【教職員の取組】

(1) 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

いじめアンケートを実施し、全職員で共有する。

(2) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を定期的に実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切に作る指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

(4) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

(5) 学校として特に配慮が必要な生徒

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【生徒の取組】

(6) 生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

(7) 生徒の自己指導能力の育成

生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等や島原警察署のスクールサポーターを活用し、「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

【保護者の取組】

(8) 家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

6 いじめの早期発見について

【教職員の取組】

(1) 教職員による観察や情報交換

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化や危険信号に気づいた場合は見逃さないようし、全教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

(2) 定期的なアンケート調査(月1回)や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、月1回のアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みやいじめを訴えやすい体制を整え、積極的に聞くことができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家を適宜活用する。

(4) 情報の収集

生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子どもSOSダイヤル、親子ホットラインなど）について、周知や広報を継続して行う。

7 いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾

力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(5) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級、転学の際は、引継ぎシートなどを活用し、情報を確実に引き継ぐ。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においてはいじめが解消にいたるまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行する。

(8) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局などと適切な連携を図る。

8 保護者との連携

いじめ集団の構造は、[被害者・加害者・仲裁者・観衆・傍観者]からなる。

いじめを助長させているのは、周りではやしたてたり、喜んで見ていたりする「観衆」と、見て見ぬふりをしている「傍観者」であり、この構造を変え、全員で、いじめを許さない雰囲気を作り上げることが重要である。この「全員」には、保護者や教職員も含まれる。

(1)PTAとの連携

「すべての生徒がかかわる可能性がある」という見地から、学校とPTAが連携し研修会などを行いながら共通理解を図り、「いじめは許さない」という姿勢を作り出し、生命を大切にする教育をPTAの協力を得ながら組織的に実践する。さらには地域の関係機関等とも連携し、協議する場を設け、地域ぐるみの対策を推進する。

(2)保護者との連携

特にいじめは、早期発見が重要であり、そのためには家庭の役割が大きい。学校より家庭の方がより早くサインに気づける場合が多く、そのいじめのサインを見逃さないためにも、「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まず、すぐに学校へ相談できる雰囲気や体制を構築する。

また、それぞれのお子様がいじめられる場合ばかりでなく、いじめる側に立つ場合もあるので、行動に裏表がないか、自己中心的な言動が目立たないか、また、学校でいじめが発生した場合、我が子はどうふるまうのか、どうふるまうべきなのか、日頃から家庭で話し合う機会を設けていただくことも重要である。

いじめに関する事案が発生した時は、関係保護者との情報交換・共通理解を密にし、いじめた側・いじめられた側それぞれの生徒・保護者の支援や指導を組織的に対応する。

9 重大事態への対応

(1)重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

●具体例

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に傷害を負った場合
- ・金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

※連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2)重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、学校の設置者からの判断に従って対応を行う。

その他 ～ 危機意識を高めるための再確認 ～

(1)一人一人がいじめを見抜くことができる・発見できる・察知できる教師か

- 生徒の顔を見て話ができ、頷いて話が聞けるか。
- 日常的に生徒に言葉をかけたり、存在を認めたりしているか。
- 生徒の話をきちんと聞き、信頼が得られているか。
- 生徒の心を傷つけるような言動をとっていないか。

- 生徒と向き合う時間を大切にし、一人一人の気持ちを汲みとり、受け取ることができているか。

(2) いじめの兆候を発見できる学校か

- 実態把握を常に行おうとする教育相談活動等があるか。
- 早期に実態把握をして、教育活動に生かそうとする姿勢があるか。
- 教科指導や学級での諸活動で、一人一人の集団への所属意識を大切にし、確認しているか。
- すべての教職員が、僅かでも「これぐらいだろう」という意識をもっていないか。
- 気になる兆候を察知したとき、そのことが速やかに共有できる組織体制があり、共有しようとする職員集団になっているか。
- 生徒が、どの先生にでも相談できる相談体制が整っているか。

(3) いじめについての危機意識を高め合う職員集団か

- 全教職員の、「いじめをなくす、いじめをさせない学校にしよう！」という意識の下で研修を行っているか。
- 教職員の不安や疑問などに具体的に対応できるような研修になっているか。
- 定期的実践（成功事例・失敗事例）から学ぶ研修を行っているか。

(4) 高い人権感覚を身に付けた教師か

- 教師の「～さんは〇〇みたいだね」などの言動が、いじめの誘因となっていないか。
- 教師の「～はいじめじゃないよね」などの言動が子どものいじめと相まって、いじめを助長していないか。
- 教師の「～は大したことない」などの言動が子どものいじめを容認することにつながっていないか。
- 教師の「これで解決したね」といったような対処療法的な対応が、いじめを助長させていないか。
- 教師の無関心、見ぬふり、傍観が、いじめを助長させていないか。

【参考資料】

- ・学校と関係機関等との連携 ～学校を支える日々の連携～
文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導資料第4集
- ・長崎県いじめ防止基本方針 平成25年12月 長崎県・長崎県教育委員会
- ・いじめ防止委員会 勉強会の報告 平成22年1月23日 福岡市PTA協議会
- ・いじめ防止 これだけは！ 平成24年9月 岐阜県教育委員会年3月
- ・長崎県いじめ防止基本方針 平成29年7月 長崎県教育委員会
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成30年10月 長崎県教育委員会
- ・不登校・重大事態に係る調査の指針 平成28年3月 文部科学省初等中等教育局